

Safe Work Tokyo

～建設工事現場労働災害防止決起大会～



東京労働局 労働基準部
安全課

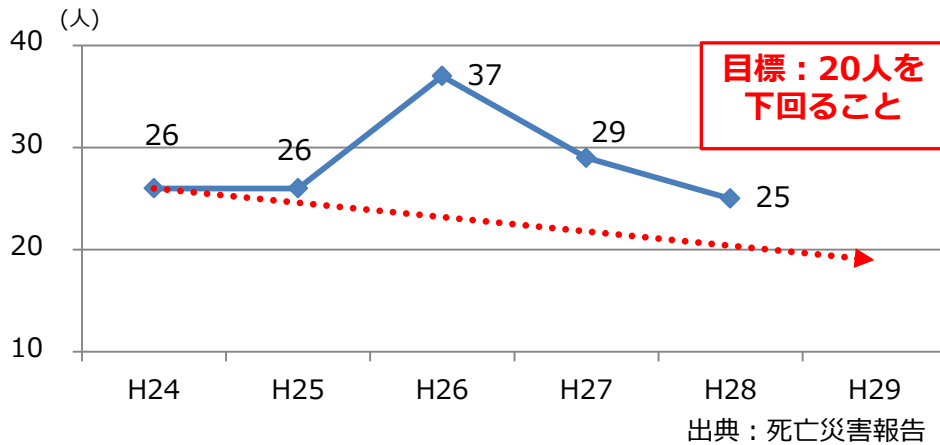
本日の発表内容

- **建設業における労働災害発生状況**
- 建設業を取り巻く状況
- 建設業における労働災害防止活動の取組状況
についてのアンケート結果
- 労働災害防止に向けて取り組んでいただきたい事項

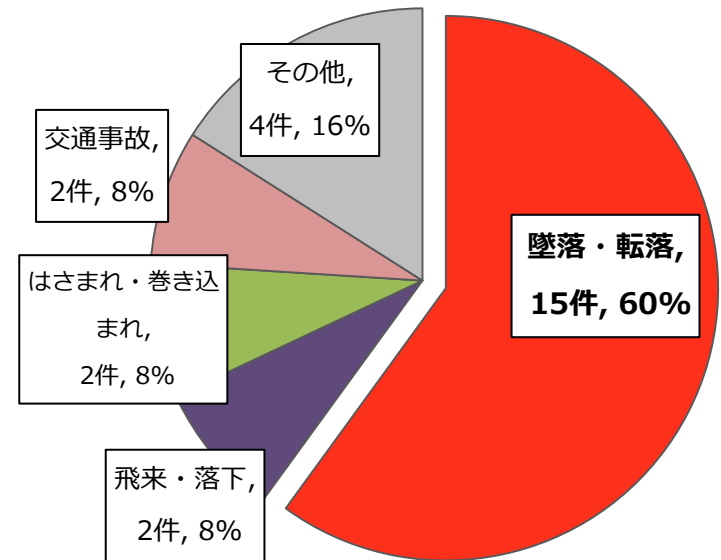
建設業における労働災害発生状況（第12次防計画期間中）

- **死亡災害は全産業計の約4割を占め、平成24年比の災害減少率は小幅。**
- 事故の型別では「墜落・転落」が最も多く、**死亡災害の6割は「墜落・転落」**によるもの。
- **休業4日以上**の死傷災害は2年連続で減少し、**平成28年は過去最少**。

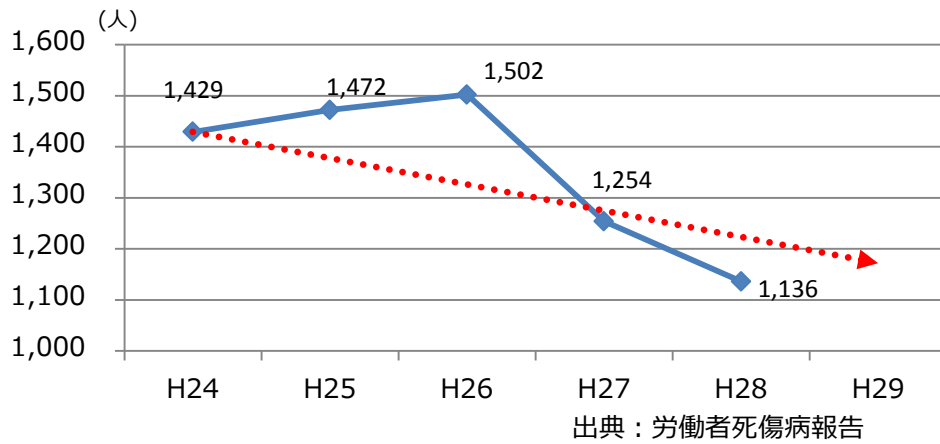
建設業における死亡災害の推移



事故の型別・死亡災害発生状況（建設業・平成28年）



建設業における休業4日以上

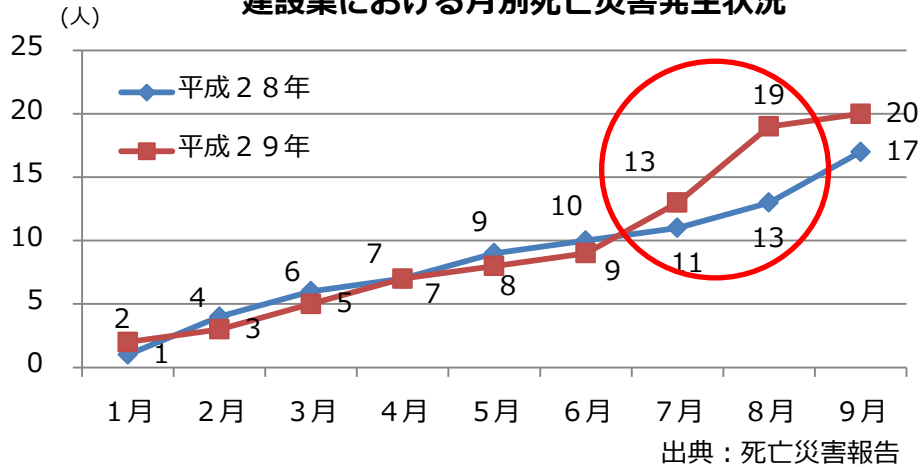


出典：死亡災害報告

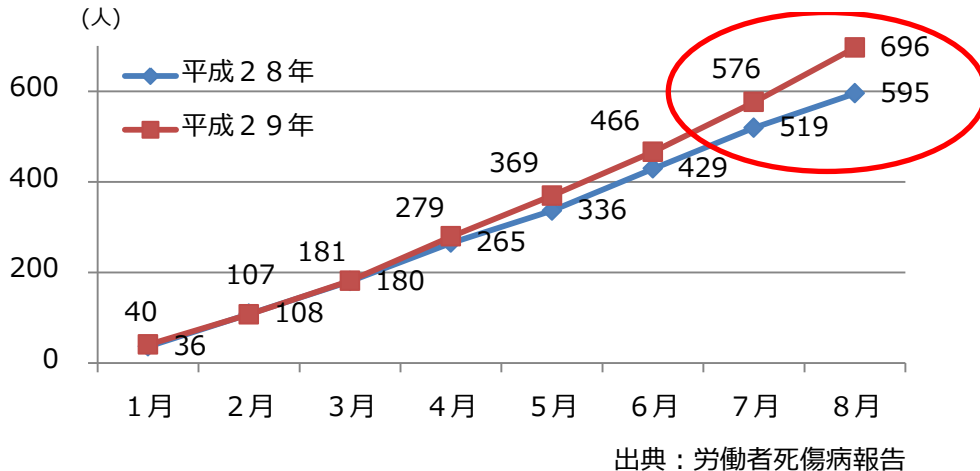
建設業における労働災害発生状況（平成29年速報値）

- 7月以降、死亡災害が急増し、対前年比46%増加（8月末日時点）。
- 休業4日以上の死傷災害は、対前年比17%増加（8月末日時点）。
- 事故の型別では、「墜落・転落」が最も多く、死亡災害の半数以上を占める。

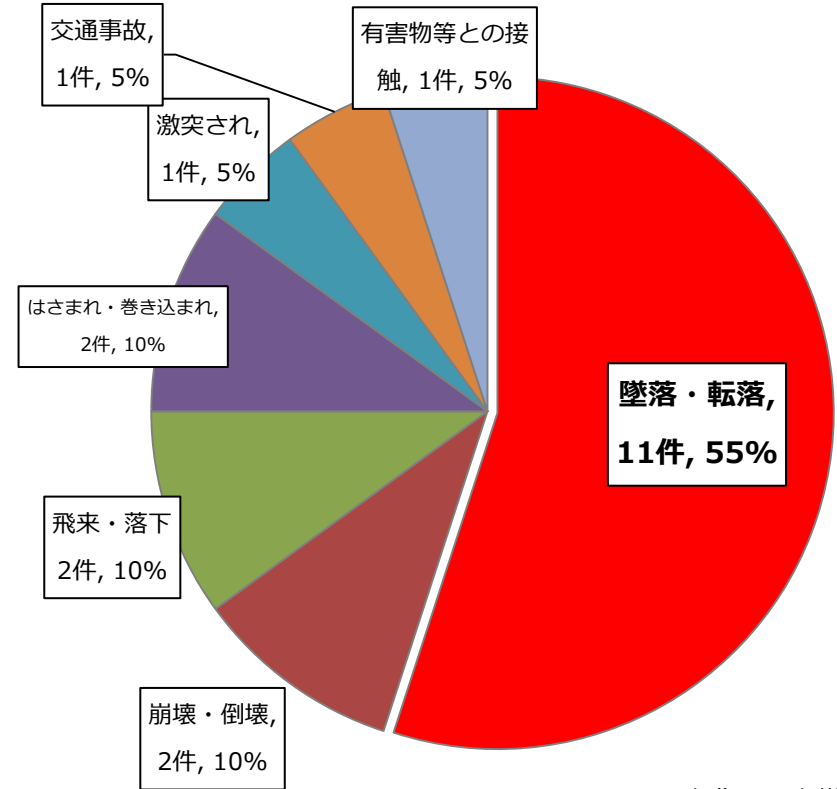
建設業における月別死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況（休業4日以上）



事故の型別・死亡災害発生状況
（建設業・平成29年）

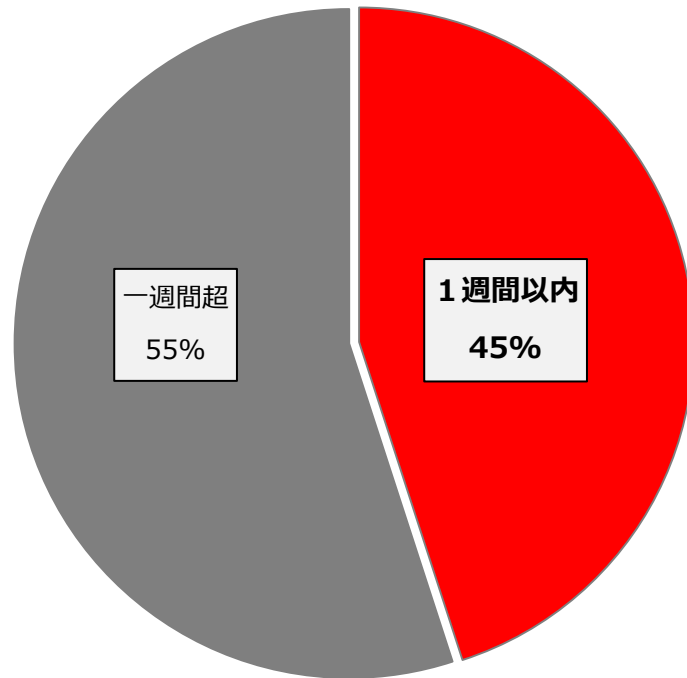


出典：死亡災害報告

建設業における死亡災害の特徴（平成29年速報値）

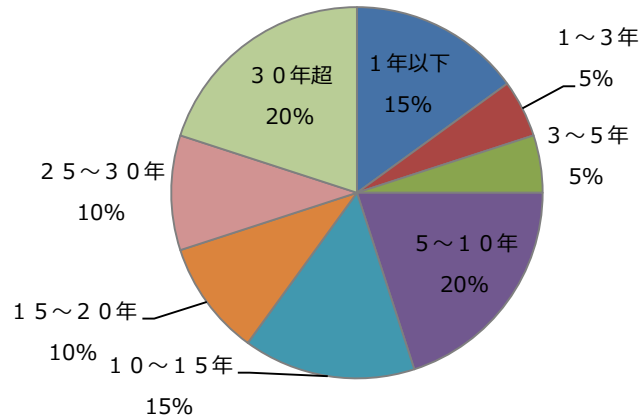
- 死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占める。
- 経験年数別、職種別、年齢別では、明確な特徴は認められない。

現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



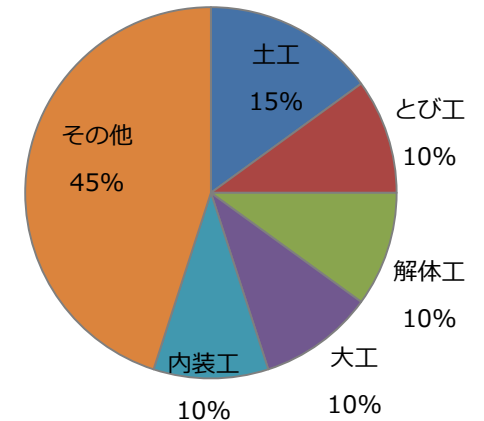
出典：死亡災害報告

経験年数別・死亡災害発生状況



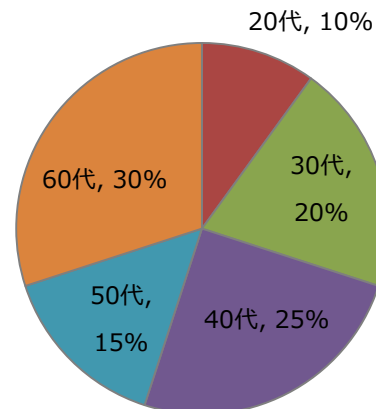
出典：死亡災害報告

職種別・死亡災害発生状況



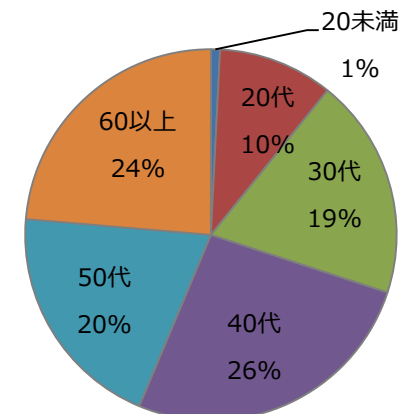
出典：死亡災害報告

年齢別・死亡災害発生状況



出典：死亡災害報告

年齢別・就労者数（全国・建設業）



出典：総務省「労働力調査」を元に国土交通省が算出

建設業における死亡災害事例

【墜落・転落】

外壁補修工事で、単管ブラケット足場の解体作業中、被災者は足場4層目から、足場3層目へ足場の建地に沿って降りようとしたところ、足を滑らせ地上に墜落。

【激突され】

排水管敷設工事で、旋回していたクレーン仕様のドラグショベルがバランスを崩して倒れ、近くにいた被災者がパワーショベルのアームに挟まれた。

【はさまれ・巻き込まれ】

被災者がトラックを坂道に停車後、運転席から降りて坂を下っていたところトラックが逸走。被災者はトラックを止めようとしたが、電柱との間にはさまれた。



現場における基本的な安全管理の形骸化が懸念される

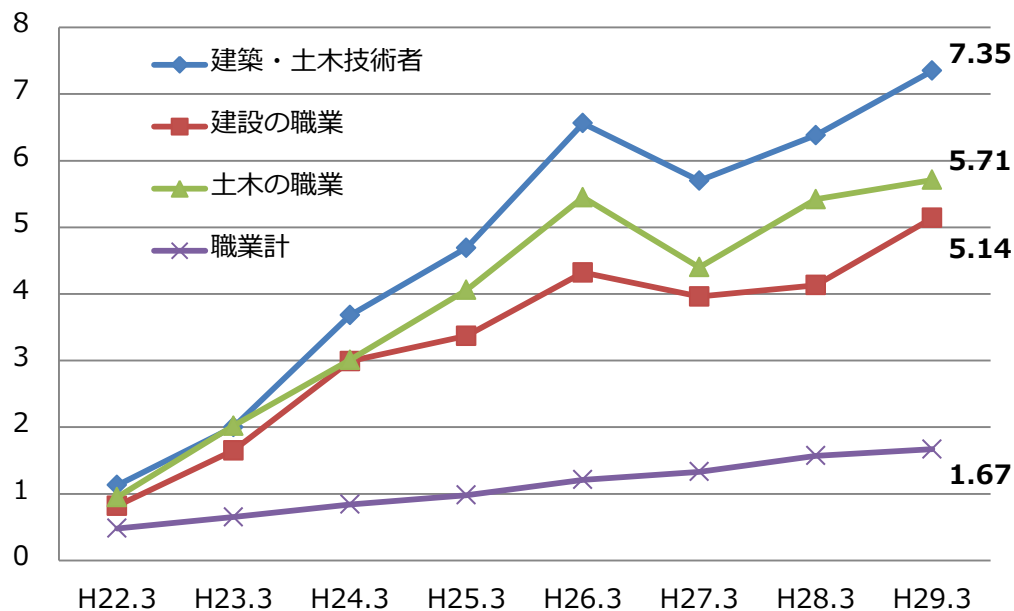
- ・ 元方と関係請負人、又は、関係請負人相互の連絡調整が不十分
- ・ 現場の職長の役割が不十分
- ・ 現場全体の危険感受性の低下 など

- 建設業における労働災害発生状況
- **建設業を取り巻く状況**
- 建設業における労働災害防止活動の取組状況
についてのアンケート結果
- 労働災害防止に向けて取り組んでいただきたい事項

建設業を取り巻く状況（建設需要の増加に伴う人手不足の顕在化）

- 都内の建設需要は増加傾向
 - ・ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会大会施設工事
 - ・ 都市インフラ改修、建設物老朽化等に伴う工事
 - ・ 国際都市機能の維持向上に向けた工事
- 関東地方の平成29年の建設投資見通しは、187,300億円と対前年比8.5%の増加
- 平成22年以降、建設業の有効求人倍率は右肩上がりでも上昇しており、今後、更なる人手不足が見込まれる。

建設業の有効求人倍率の推移（東京・一般常用）



出典：東京労働局「求人・求職バランスシート」

【今後人手不足が予想される職種及び時期】

現在：交通誘導員、ダンプ運転手、
基礎工事関係

半年程度後：躯体業者（鳶・土工、型枠工、
鉄筋工、鉄骨工）

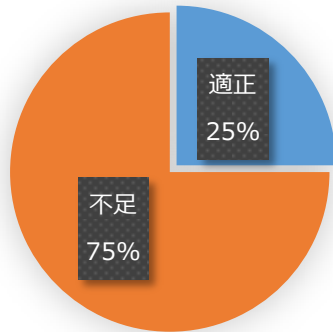
1～2年後：鉄骨溶接工、ALC工、
耐火被覆工、内装工

建設現場における人手不足感に関する聞き取り調査結果

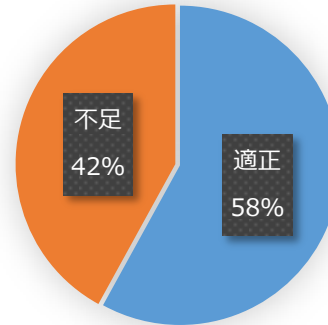
○ 建設業者における人手不足の実態及び対応状況を確認するため、元方（大手ゼネコン11社）及び下請（専門工事業業者24社）を対象に聞き取り調査を行ったもの。

元方から見た人員状況

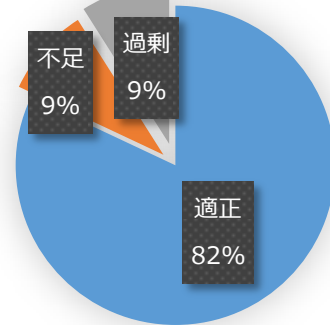
元方職員の人員状況



下請現場管理者（職長）の人員状況

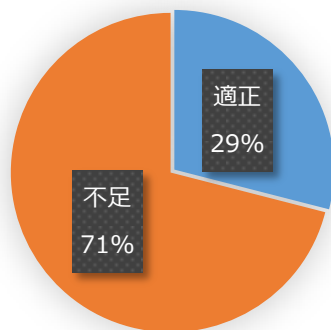


現場作業者の人員状況

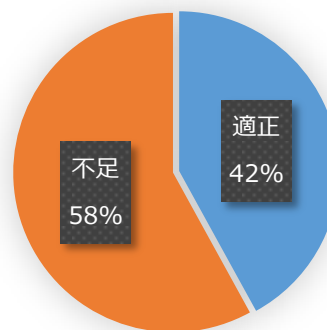


下請（専門工事業業者）から見た人員状況

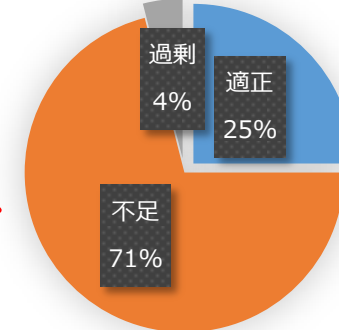
元請職員の人員状況



下請現場管理者（職長）の人員状況



現場作業者の人員状況

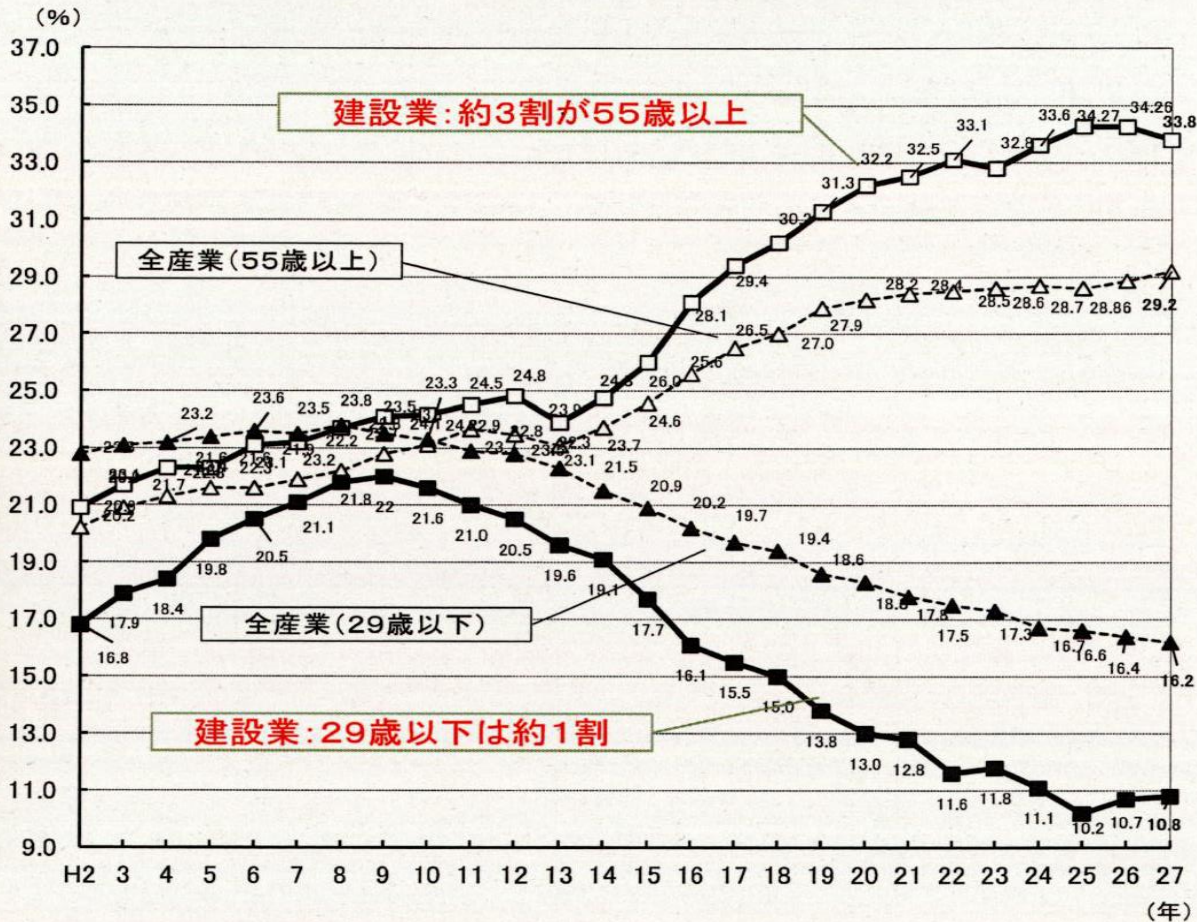


元請・下請間で認識に大きな相違

建設業を取り巻く状況（建設労働者の高齢化の進展）

- 建設業就業者は、55歳以上が約3割を占め、29歳以下は約1割と高齢化が進行
- 職種別の平均年齢は、左官及び大工で50歳以上

建設業就業者の高齢化の進行（全国）



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

専門工事業職種の平均年齢（全国）

職種	平均年齢
総数（職業小分類）	45.8
建設・土木作業従事者	47.0
型枠大工	46.3
とび職	38.8
鉄筋作業従事者	43.9
大工	50.4
左官	53.6
配管従事者	45.8
電気工事従事者	45.2

出典：総務省「平成22年国勢調査抽出詳細集計」

- 建設業における労働災害発生状況
- 建設業を取り巻く状況
- **建設業における労働災害防止活動の取組状況
についてのアンケート結果**
- 労働災害防止に向けて取り組んでいただきたい事項

建設業店社における労働災害防止活動の取組状況アンケートについて

I 調査対象等

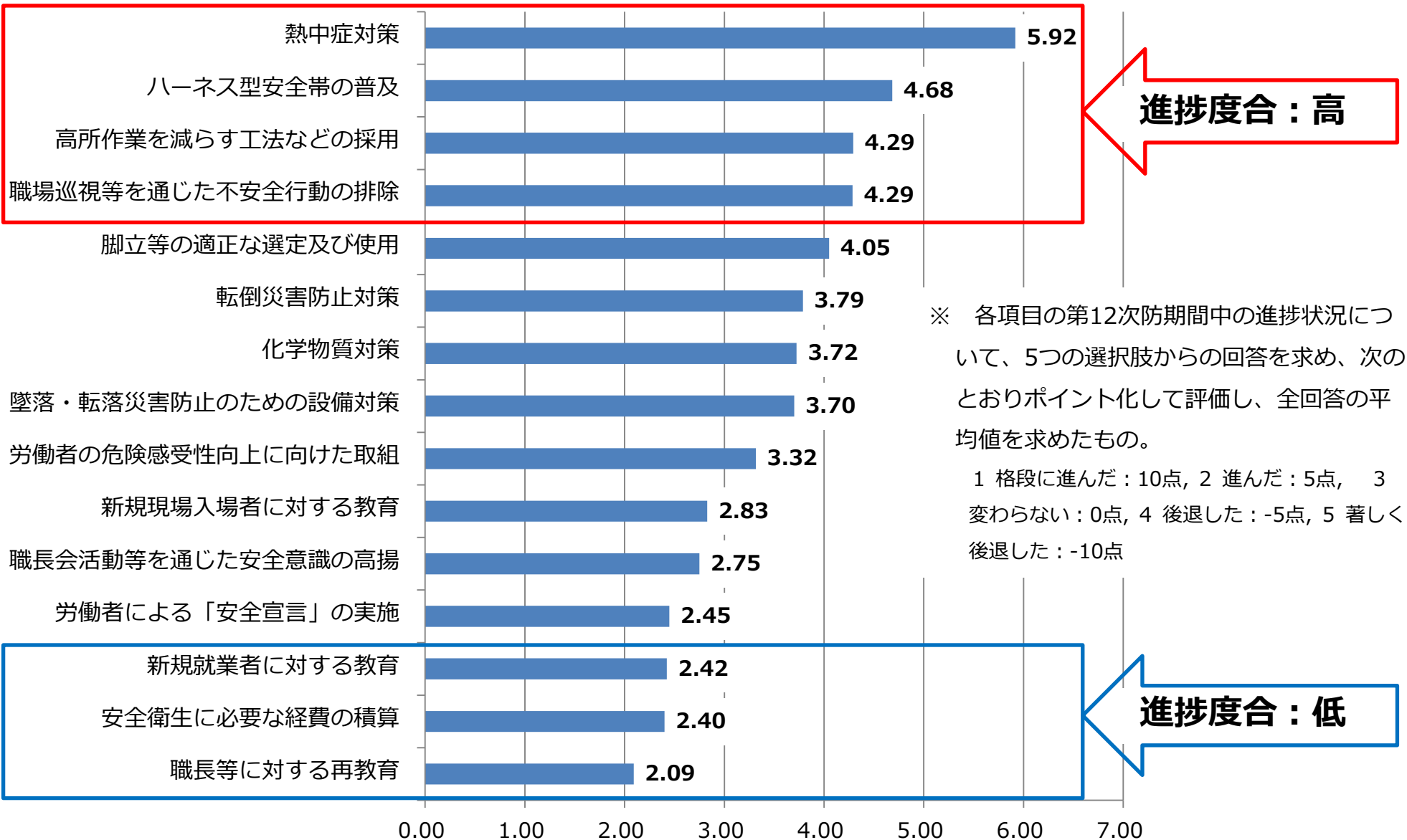
- ・ 実施時期：平成29年7月～8月
- ・ 対 象：完成工事高上位企業のうち東京都内に支店等を置く
建設業100社の店社
- ・ 有効回答：100店社（一部項目について未回答の店社あり）

II アンケート内容

- ・ 第12次防計画における建設業の取組事項についての進捗状況
- ・ 建設業店社における安全衛生活動の実施状況

第12次防計画における建設業の取組事項についての進捗状況

第12次防計画における建設業の取組事項

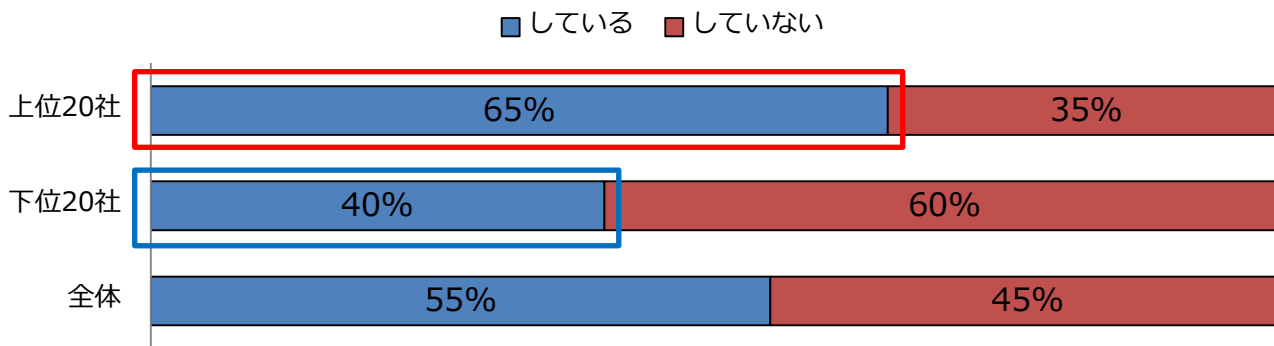
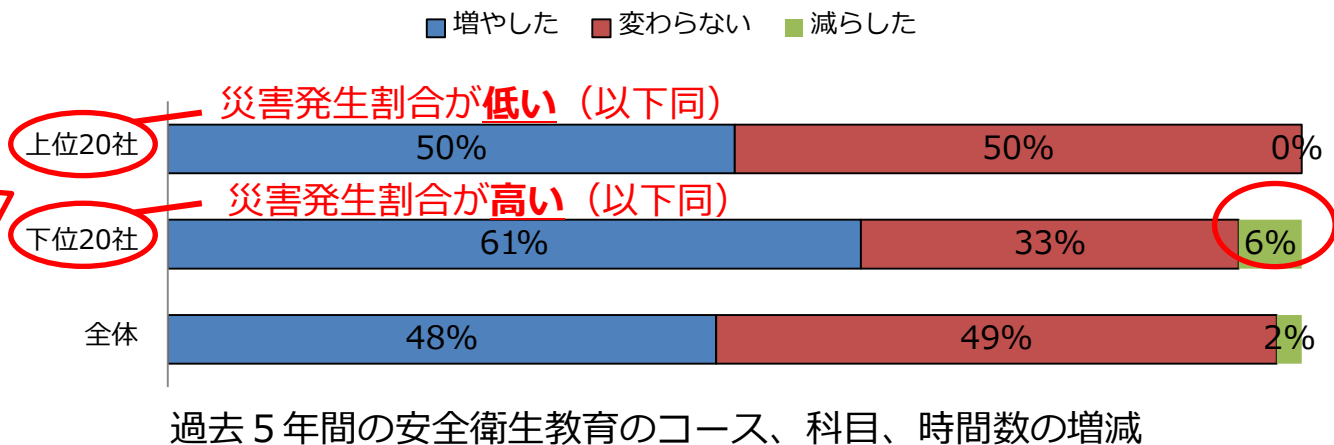


建設業店社における安全衛生活動の実施状況 ①

～安全衛生教育について～

- 約半数の店社で、過去5年間に安全衛生教育のコース、科目、時間数を増やしている。
- 災害発生割合の低い上位20社では、職長等に対して定期的に安全衛生教育の再教育（能力向上教育）を実施している割合が高い。

第12次防計
画期間中の
店社ごとの
度数率を比
較して分類

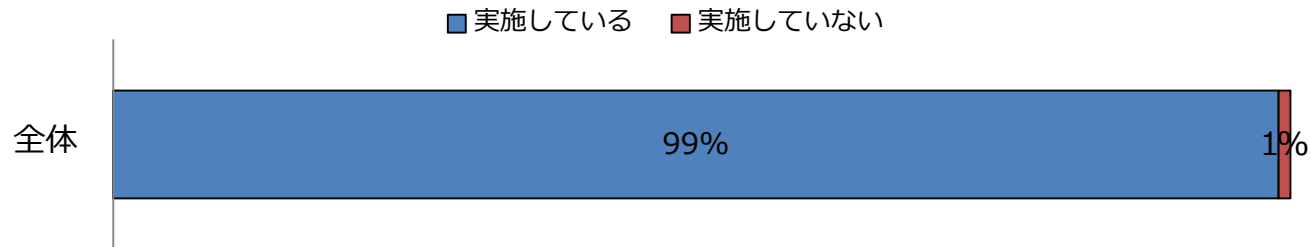


上位20社の実施率は
下位20社よりも25
ポイント高い

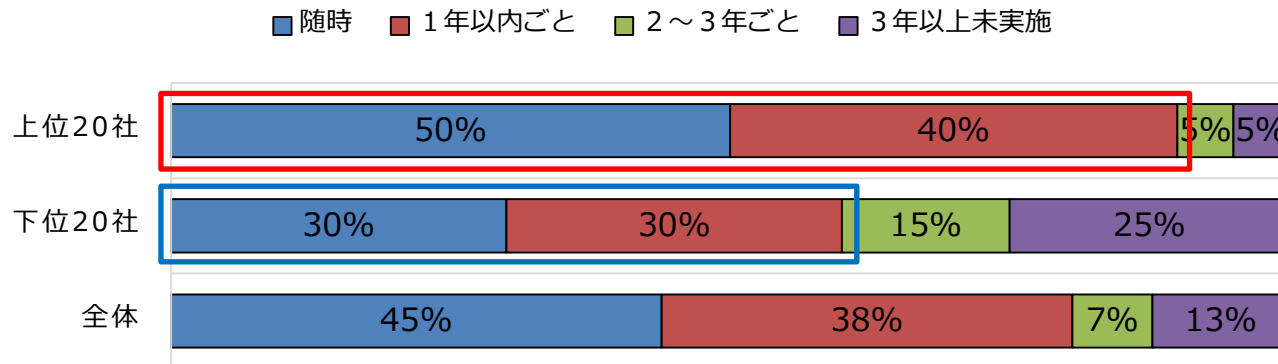
建設業店社における安全衛生活動の実施状況 ②

～リスクアセスメントについて～

- 災害発生割合にかかわらず、ほぼすべての店社でリスクアセスメントを実施している。
- 災害発生割合の低い上位20社では、リスクアセスメント結果について、随時又は1年以内に定期的な見直し（リスクレベルの再評価）を実施している割合が高い。



リスクアセスメントの実施状況



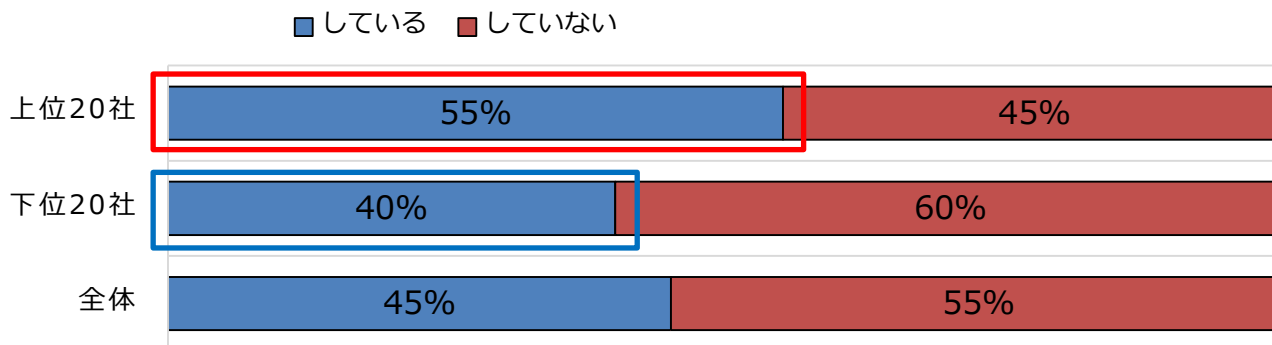
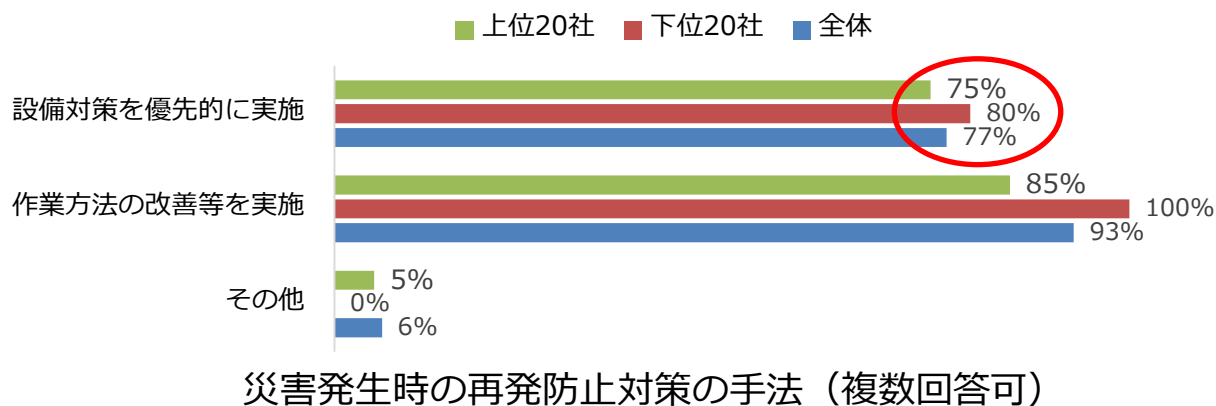
上位20社では90%
が随時又は1年以内
に見直し

リスクアセスメント結果の定期的な見直しの頻度

建設業店社における安全衛生活動の実施状況 ③

～災害発生時の再発防止策等～

- およそ8割の店社で、臨時に費用を支出しても設備対策を優先的に実施している。
- 災害発生割合の低い上位20社では、災害原因の調査結果及び再発防止対策を関係請負人を含めたすべての労働者に周知している割合が高い。



上位20社の実施率は下位20社よりも15ポイント高い

- 建設業における労働災害発生状況
- 建設業を取り巻く状況
- 建設業における労働災害防止活動の取組状況
についてのアンケート結果
- **労働災害防止に向けて取り組んでいただきたい事項**

労働災害防止に向けて特に取り組んでいただきたい事項

- 墜落・転落災害防止対策
- 各段階に応じた安全衛生教育の実施
- リスクアセスメントの着実な実施
- 店社トップによる安全パトロールの実施

東京労働局管内の労働基準監督署では、
10月に都内の建設現場に対する一斉監督を実施します。

足場からの墜落・転落防止対策の徹底

- 改正労働安全衛生規則
(27年7月1日施行) の徹底
 - ・ 足場の組立て等の作業に係る墜落防止措置の充実、特別教育の実施
 - ・ 足場の組立時等における注文者による点検の実施
 - ・ 足場の作業床に係る墜落防止措置の充実等
- 高所作業自体が少なくて済むような工法や作業方法の採用の促進
【例】 大組・大払工法、
移動昇降式足場、
高所作業車の活用 など
- 高所作業が避けられない場合には、
安全帯の使用を徹底

足場を使用する事業者・建設業などの元請事業者の皆さまへ

足場からの墜落防止のための措置を強化します

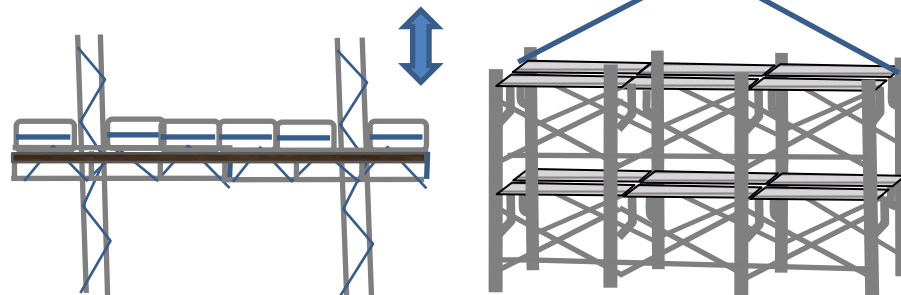
改正労働安全衛生規則を 27年7月1日から施行

建設現場などで広く使用される足場からの墜落・転落による労働災害が多く発生しています。

厚生労働省では、足場を安全に使用していただくため、足場に関する墜落防止措置などを定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置※を強化しました。平成27年7月1日から施行します。

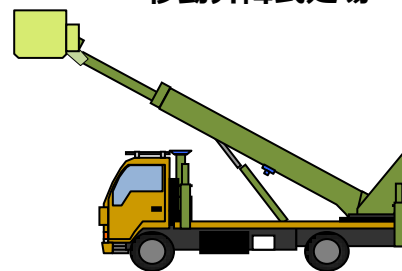
※一部規定については架設通路、作業構台も対象に含まれます。

- より安全な工法・作業方法の採用

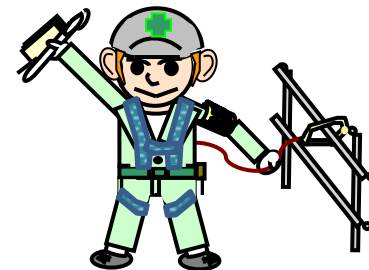


移動昇降式足場

足場の大組・大払工法



高所作業車



ハーネス型安全帯

はしごや脚立からの墜落・転落防止対策

- 建設業における墜落・転落のうち、約3分の1は、はしごや脚立からの転落災害
→ 起因物別で最も多い
- 第12次防計画期間中に、6件の死亡災害が発生
→ 重篤な災害も発生

作業計画の作成段階で
適正な用具の選定を行い、
作業者には適正な使用方法
について教育を実施

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する場合が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント 1 はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント 2 はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント 3 はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落時保護用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

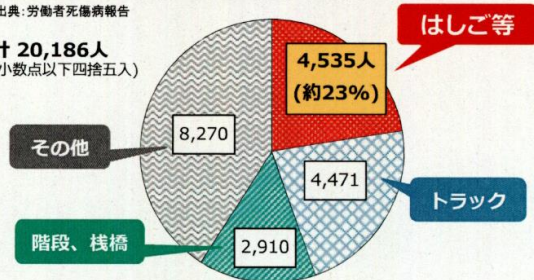
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

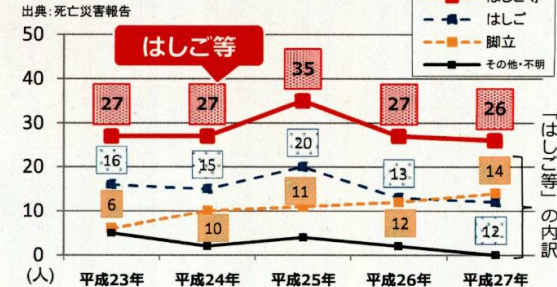
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
(小数点以下四捨五入)



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告



新規入場者教育の実施

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」の実施

(新規入場者教育の具体的な教育項目の例)

- **工事概要及び作業方針**
- **現場ルールについて**
「危険予知活動」
「ヒヤリハット運動」
「一声かけあい運動」など
- **現場特有のリスクについて**
「高所作業箇所」
「進入禁止箇所」 など
- **基本的な安全意識について**
「近道・省略行動」の禁止
「危険感受性の向上」 など

職長等に対する能力向上教育の実施について

○ 平成29年2月に「職長・安全衛生責任者能力向上教育」のカリキュラム

科目及び講習時間：右記のとおり

対象者：職長等となつて概ね5年経過後
機械設備等の大幅な変更時

→ 災害の発生割合の低い建設業店社では、
職長等の再教育（能力向上教育）に取り組
んでいる割合が高い

職長・安全衛生責任者責任者 能力向上教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

職長等に対する能力向上教育
の実施促進

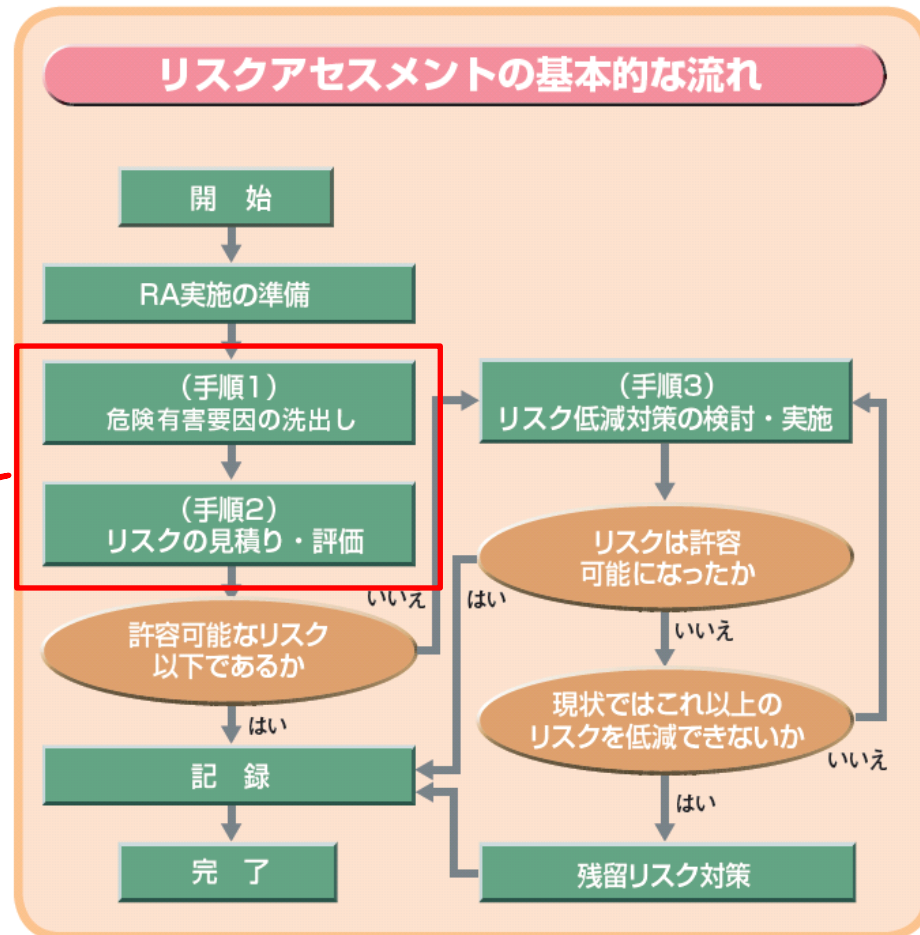
平成29年2月20日付け
基発0220第4号

リスクアセスメントの着実な実施及び定期的な見直しについて

- 災害発生割合の低い建設業店社では、リスクアセスメント結果について、随時又は1年以内に定期的な見直し（リスクレベルの再評価）を実施している割合が高い。

このプロセスについて
定期的な見直しが必要

リスクアセスメントを的確に実施するとともに、
リスクの見積り・評価について、
定期的な見直しを実施



その他の労働災害防止に向けた取組事項

- 災害原因の調査結果及び再発防止対策のすべての労働者への周知
- 労働者の安全衛生意識の高揚のための取組
 - ・ 「私の安全宣言コンクール Safe Work TOKYO 2017」への応募勧奨
 - ・ “Safe work TOKYO” ロゴマークの活用

管理者・労働者用



宣言日 平成26年 月 日
採択日 平成26年 月 日

私の安全宣言

労働災害防止のため 私はこうします！

会社名

職氏名

（任意で記入してください）

安全衛生の基本方針

社名、業種、所属部署等の正確な記載をお願いします。



第12次東京労働局労働災害防止計画推進中



東京労働局では、

「Safe Work TOKYO」

をキャッチフレーズとして、「官民一体」となった取組を推進しています。

ご清聴ありがとうございました

